



発行所 大阪府八尾市役所
発行人 兼三郎 乾
編集人 兼三郎 乾

市議會定例会

市議會定例会を昭和二十四年七月二十八日(出席議員三十二名)に開會し、會議提出案件及びてん末は次の通りであつた

- 八尾市告示第六五号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年七月二十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第六六号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年七月二十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第六七号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年七月二十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第六八号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年七月二十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第六九号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年七月二十九日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七〇号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十九日 八尾市長 脇田幾松

- 八尾市告示第七一号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七二号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七三号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七四号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七五号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松

- 八尾市告示第七六号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十八日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七七号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十九日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七八号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十九日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第七九号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十九日 八尾市長 脇田幾松
- 八尾市告示第八〇号**
八尾市警察事務取扱手数料條例中改正の件
八尾市警察事務取扱手数料條例の一部を次のように改正する
昭和二十四年八月十九日 八尾市長 脇田幾松

北鮮旗の掲揚の表示禁止
右のことに従つて大阪府から次のように通告がありました

